

令和6年4月14日

三次市議会議員一般選挙における投票事務の誤りについて

4月14日執行の三次市議会議員一般選挙において、選挙人1名に対し、本来は指定の投票所で投票を行わせるべきところ、運用を誤り、指定以外の投票所で投票を行わせました。なお、この選挙人は三次市に選挙人名簿登録があります。

1 日時及び誤りが発生した投票所

4月14日(日)午前9時頃

三次第7投票区投票所(三次市役所本館1階ロビー)

2 概要

三次第7投票区投票所(三次市役所本館1階ロビー)以外の投票区に選挙人名簿登録がある選挙人1人が、入場券を持たず三次第7投票所に投票に来られました。

当該選挙人は、選挙当日の投票のため本来は指定の投票所で投票を行わせるところ、投票事務の運用を誤り、三次第7投票所で投票を行わせたものです。

3 誤りの要因

投票事務に対する職員の認識不足と、事務の手順を誤り、選挙人名簿対照の前に投票用紙を交付したことによるものです。

4 今後の対応

正確な事務を執行するよう、全投票所の事務従事者に投票事務の手順を再度徹底し、再発防止に努めます。

5 その他

本件に係る投票は有効票として取り扱います。



広島県三次市

三次市選挙管理委員会事務局 (担当:坂田、末国、西山)

TEL:0824-62-6195 FAX:0824-62-6289